

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	公益法人の場合		備考
											国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度苅田港(本港地区)航路整備に伴う航行安全対策検討業務 R4.4.1~R4.9.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局苅田港湾事務所長 佐藤 誠治 福岡県京都郡苅田町港町28-2	R4.4.1	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたっては、船舶航行に精通し、事業を実施する場合の航行安全対策に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を審査して提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。	11,583,000	11,440,000	98.77%	-	公社	国認定	1者	
R4荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務 荒川上流河川事務所管内 R4.4.1~R4.12.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-12	R4.4.1	設計共同体 (公財)日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(協大型)により選定を行った。 R4荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務日水コ・日本生態系協会設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	30,217,000	30,217,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
琵琶湖事業推進地域連携調査業務 滋賀県大津市黒津4-2-2 R4.4.6~R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 矢野 公久 滋賀県大津市黒津4-5-1	R4.4.5	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、琵琶湖河川事務所の地域連携事業を推進するために、河川レンジャー活動、住民と行政の連携、アクア琵琶湖内ボランティア活動の支援を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に21者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	21,681,000	21,472,000	99.04%	-	公財	国認定	1者	
R4鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所管内 R4.4.9~R5.2.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 海津 義和 茨城県筑西市二木成1753	R4.4.8	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川及び小貝川の河川整備状況を整理し、河川整備計画に位置づけられた事業の整備手法等における検討を行い、事業監理の基礎資料とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益社団法人河川財団は、技術提案書をふまえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	30,272,000	30,272,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4京浜管内河川管理施設監理検討業務 京浜河川事務所管内 R4.4.12～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田 正彦 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	R4.4.11	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、京浜河川事務所が管理する河川の維持管理状況、堤防点検や河川巡視業務を踏まえ、適切かつ適正に河川維持管理業務を遂行するために、堤防等河川河川管理施設の点検方法や分析・評価、河川巡視実施方針の評価ととりまとめを行うとともに、維持管理計画の改定(案)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、工程計画、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R4京浜管内河川管理施設監理検討業務河川管理財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	32,032,000	31,724,000	99.04%	-	公財	国認定	1者	
R4鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 鬼怒川及び小貝川流域 R4.4.12～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 海津 義和 茨城県筑西市二木成1753	R4.4.11	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料についてとりまとめを行うものである。また、近年求められているコスト削減や省力化に配慮した鬼怒川及び小貝川の適切な河川管理に資するため、河道内の樹木管理計画の検討等を行い、今後の下館河川事務所管内における河川の維持管理体制の構築のためのとりまとめを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 河川財団・建設技術研究所・東京建設コンサルタント 設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	30,998,000	30,910,000	99.72%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度 河川生態を応用した河川管理に関する調査検討業務 R4.4.15～R4.12.23 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	R4.4.14	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、単年度で完了しない企画提案を求める発注方式の対象業務(令和3年度河川生態を応用した河川管理に関する調査検討業務)の後業務である。後業務の契約は、単年度で完了しない企画提案を求める発注方式の対象業務の契約相手方と随意契約する予定となっており、令和3年度河川生態を応用した河川管理に関する調査検討業務の契約相手方である左記業者と随意契約するものである。	32,186,000	32,120,000	99.79%	-	公財	国認定	1者	連名契約
円山川河川環境とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市津居山地先～兵庫県豊岡市日高町赤崎地先 R4.4.15～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 南 知之 兵庫県豊岡市幸町10-3	R4.4.14	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川事業の効果をとりまとめ事業進捗を図ることを目的とする。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に32者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	48,400,000	47,740,000	98.64%	-	公財	国認定	1者	
R3常陸河川国道那珂川事業計画検討業務 常陸河川国道事務所管内 R4.4.19～R5.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	R4.4.18	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R3常陸河川国道那珂川事業計画検討業務河川財団・エコー設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	29,117,000	29,117,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田池北町11-1 R4.4.19～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 増田 安弘 大阪府枚方市山田池北町11-1	R4.4.18	河川財団・日本工営設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持するための方策として、植生転換技術、在来堤防の堤防植生管理技術、芝養生管理技術、河内内樹木の再繁茂抑制技術の効果検証を行い、それらととりまとめるものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行いその内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書等のダウンロードがなされ、そのうち1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	44,000,000	44,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R4河川維持管理の効率化・高度化に関する検討業務 埼玉県さいたま市 R4.4.20～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 祐植 紳二郎 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当官 東北地方整備局長 稲田 雅裕 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡村 次郎 新潟県新潟市中央区美咲町11-1 支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 東川 直正 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 支出負担行為担当官 中国地方整備局長 多田 智 広島県広島市中区上八丁堀6-30 支出負担行為担当官 四国地方整備局長 丹羽 克彦 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R4.4.19	設計共同体 (公財)河川財団他3者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務の的確性、実現性などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 R4河川維持管理の効率化・高度化に関する検討業務河川財団・河川ポンプ施設技術協会・ダム堰施設技術協会・バスコ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と随意契約を行うものである。	34,991,000	34,980,000	99.97%	-	公財	国認定	1者	連名契約
R4渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R4.4.22～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長 檜森 裕司 栃木県足利市田中町661-3	R4.4.21	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、適正な河川維持管理遂行を目的に、河川管理施設や河道変状を評価し、堤防等変状の可能性、河川管理に与える影響等の検討、及び河川の機能確保に必要な修繕等の効率的・効果的な実施における修繕計画等の基礎資料をとりまとめ、また、河川堤防での現地実証実験を通じた新たな堤防管理手法検討を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R4渡良瀬川河川管理施設監理検討業務河川財団・東京建設コンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と随意契約を行うものである。	49,885,000	49,489,000	99.21%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3那珂川環境整備事業検討業務 常陸河川国道事務所管内 R4.4.22～R5.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	R4.4.21	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R3那珂川環境整備事業検討業務リバーフロント研究所・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである	30,118,000	29,920,000	99.34%	-	公財	国認定	1者	
R4利根川下流部自然再生検討業務 利根川下流河川事務所管内 R4.4.23～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	R4.4.22	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再生計画等に基づき、利根川下流部において多様な生物の生息・生育が可能な河川環境を保全・再生するため、貴重な生物の保全対策を含めた自然再生整備の検討を行うとともに、動植物の調査及び自然再生地における地域連携企画等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、自然再生地を活用した地域連携の案について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4利根川下流部自然再生検討業務エコー・河川財団・日水コン設計共同体は技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を締結するものである。	37,389,000	37,389,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
石狩川下流生態系ネットワーク検討業務 北海道夕張郡長沼町ほか R4.4.23～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 富山 英範 北海道札幌市中央区北2条西19	R4.4.22	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマ「生態系ネットワーク」に着目し、地域の活性化に向けた取組を推進するにあたっての留意点について「A」に対して総合的に高い評価を得た者を特定した。 (公募)	13,926,000	13,926,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R4江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R4.4.26～R5.3.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 岩見 洋一 千葉県野田市宮崎134	R4.4.25	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的とし、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に要状等を評価し、要状等が進行の可能性や河川管理に与える影響を検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕を効率的・効果的に実施する修繕計画等の基礎資料の取りまとめ及び堤防除草費コスト削減検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「堤防除草の適切かつ効率的な実施に向けた検討手法について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 A者は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである	30,316,000	30,316,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
淀川生態環境調査分析業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R4.4.28～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 波多野 真樹 大阪府枚方市新町2-2-10	R4.4.27	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は淀川において、天然記念物であるイタセンバラや縮股コシ原など、多様かつ貴重な生態系を有する環境の保全再生を目指し、それらの調査分析を実施する。また、淀川環境委員会の資料作成及び運営補助を行い河川環境の保全に反映し、望ましい河川環境を創出することを目的とする業務である。 本業務の契約方式は技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に97者から入札説明書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者が参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	44,528,000	43,923,000	98.64%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4利根川上流管内維持管理方策検討業務 R4.4.29～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R4.4.28	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防植生管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、河川維持管理計画の実施状況を評価する際の分析手法に関する技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。R4利根川上流管内維持管理方策検討業務エコー・河川財団設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	35,222,000	35,222,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R4渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R4.5.10～R5.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R4.5.9	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた取組の検討をおこなうものである。また利根大堰周辺地区において動植物の生息状況から治水も踏まえ環境について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、渡良瀬遊水地における様々な取り組みとコウトリの定着との関係性を評価する手法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	19,976,000	19,976,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R4既存資料を活用した施設検証及び広報等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R4.5.10～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R4.5.9	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた本業務は、利根川上流河川事務所が保管している古図等の資料整理から、利根川改修について検証するとともに、広報資料を作成し、令和4年度に概成100年を迎える渡良瀬遊水地の広報を実施するものである。また、利根川水系の流況等の資料を収集整理しとりまとめものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、歴史的な既存資料(古図等)を用いてこれまでの河川改修の検証を行う手法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(総合評価型)(拡大型)により選定を行った。 R3既存資料を活用した施設検証及び広報等検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	61,479,000	61,380,000	99.84%	-	公財	国認定	1者	
琵琶湖管内河川管理施設監理検討業務 滋賀県大津市黒津4-5-1(琵琶湖河川事務所管内) R4.5.10～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 矢野 公久 滋賀県大津市黒津4-5-1	R4.5.9	河川財団・中央復建コンサルタント 設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに現状等を評価し、現状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事象を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10名あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	10,978,000	10,978,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 荒川上流河川事務所管内 R4.5.11～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-12	R4.5.10	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行するため、既往の堤防点検評価、巡視結果などを踏まえ、今年度の堤防点検評価の検討及び効率的かつ効果的な修繕を実施するための対策工法について検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 東京建設コンサルタント(財団・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	35,838,000	35,750,000	99.75%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度 伊勢湾における災害時の広域連携実効性向上検討業務 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 天野 雄介 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	R4.5.13	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした広域連携の体制強化を図るため、現行の伊勢湾港湾機能継続計画手順書(案)を活用した訓練の実施及び課題等への対応を検討するものである。 本業務の実施にあたっては、「伊勢湾港湾事業継続計画」の実効性を高めるための訓練計画の作成や事業継続計画の実効性向上に向けた課題の整理、対応策を検討し、「伊勢湾港湾事業継続計画」等の改訂案作成するなど、専門的な知識と高度な技術を要する。 そのため、技術提案を求め適切に評価し受注者を選定する。優れた技術提案がなされた場合には仕様へ反映することにより、業務成果の向上を図ることができる簡易公募型プロポーザル方式により実施するものとし、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 テーマ： 揚収物置き場の選定における課題把握を行う上での着眼点及び具体的な検討方法 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する優れた提案を行った者として特定された者である。	17,248,000	17,215,000	99.81%	-	公社	国認定	1者	
令和4年度 四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R4.5.17～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所 長 田中 元幸 高知県四万十市右山2033-14	R4.5.16	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,982,000	14,982,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R4.5.19～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 波多野 真樹 大阪府枚方市新町2-2-10	R4.5.19	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、淀川河川事務所管内の河川事業及び河川行政を推進するため、「淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領(令和3年2月)」に基づく、連携方策の検討及び具体化するための河川レンジャー活動の支援等を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に21者から入れ説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	80,278,000	80,278,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R4.5.24～R5.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 小櫃 基住 茨城県潮来市潮来3510	R4.5.23	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、北浦の水質改善のために流入負荷抑制対策の施設設計に向けた留意点の整理、施設配置に伴うモニタリング計画や流域との連携推進における課題整理と対応策の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書をそろえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	29,909,000	29,909,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和4年度 四国圏域生態系ネットワーク検討業務 四国地方整備局 R4.5.20～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 丹羽 克彦 香川県高松市サンポート3-33	R4.5.25	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務は、魅力的な地域づくりのシンボルとしてアピール性の高いコウノトリ・ツル類を広域指標として、四国全域において河川を基軸とした生態系ネットワークの形成を図ることを目的に、指標種に係わる情報収集および四国圏域生態系ネットワーク形成に関わる検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性および客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募により技術的提案の提出を求めたところ、1者から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提出を行ったと認められた左記業者を選定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	10,835,000	9,988,000	92.18%	-	公財	国認定	1者	
下水道技術開発分野における自治体支援 策検討業務 随意 R4.5.28～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 木村 嘉富 茨城県つくば市旭1	R4.5.27	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、自治体支援ツールの活用イメージ案件にあたっての方針設計を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した9者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	9,350,000	9,130,000	97.65%	-	公財	国認定	1者	
下水分野におけるカーボンニュートラルの実現に必要な対策技術に関する調査検討業務 随意 R4.5.28～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 木村 嘉富 茨城県つくば市旭1	R4.5.27	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、2050年度における温室効果ガス排出量の試算について、基本となる対策技術の組み合わせに対し、地域特性や処理規模に応じた試算条件を設定した試算ケースを検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した15者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	7,656,000	7,480,000	97.70%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度全国水質現況評価検討業務 中国地方整備局 R4.6.1～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 多田 智 広島県広島市中区上八丁堀6-30	R4.5.31	令和4年度全国水質現況評価検討業務河川財団・建設環境研究所・日水コン設計共同体 (公財)河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者と契約を行うものである。	31,988,000	31,944,000	99.86%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4多摩川河川環境管理検討業務 多摩川水系直轄管理区間 R4.6.18～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市中区鶴見中央2-18-1	R4.6.17	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算法令第102条の4第3号 本業務は、多摩川における環境整備事業を効果的に実施するため、自然再生の対策手法に関する検討や河川環境管理計画に関する検討等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R4多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコー設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	30,129,000	29,920,000	99.31%	-	公財	国認定	1者	
高台まちづくりのための高規格堤防整備に関する検討業務 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 R4.6.21～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 東川 直正 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44	R4.6.20	リバーフロント研究所・応用地質設計共同体 (公財)リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、高台まちづくりの手法として、高規格堤防整備の効率的な事業制度や整備手法について検討し、とりまとめを行う。具体的には、『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』(令和2年12月)に基づき整備を進めているモデル地区での実践において抽出された課題や事例等を収集・分析し、今後の高台まちづくりの施策の提案を行う。また、まちづくりと高規格堤防整備の一体的な事業推進のため、両事業の要求性能を満足する技術基準について検討・とりまとめを行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に30者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	29,997,000	29,997,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和4・5年度越後平野における生態系ネットワーク検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R4.6.22～R5.6.30 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡村 次郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	R4.6.21	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算法令第102条の4第3号 本業務は、河川を基軸とした越後平野における生態系ネットワークの形成とともに、魅力的で活力ある地域づくりの実現に向け、全体構想の策定に向けた検討を行うとともに、各地域の活性化を図るための効果的な取組内容等について検討を行うものである。本業務の実施にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	23,958,000	23,958,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R4関東地方整備局河川台帳デジタル活用検討業務 関東地方整備局管内 R4.6.23～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R4.6.22	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算法令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、河川管理業務の効率化を踏まえたデジタル化した河川現況台帳の活用方法についての技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4関東地方整備局河川台帳デジタル活用検討業務 河川財団・東京建設コンサルタント・八千代エンジニアリング設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	91,861,000	91,410,000	99.51%	-	公財	国認定	1者	



公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4利根川下流管内河川管理施設監理検討業務 利根川下流河川事務所管内 R4.6.25～R5.7.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	R4.6.24	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適正に実施し、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設の状態を主視とした点検により把握後、得られた点検結果を基に現状等を評価するとともに、現状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川管理施設が所要の機能を確保するために必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画案についてとりまとめるものである。また、巡視結果を収集・分析し、治水上支障があると考えられる重要な事案を抽出し取りまとめ、河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画(案)の作成を行うものである。また、利根川下流河川維持管理計画改定(案)の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4利根川下流管内河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	23,694,000	23,683,000	99.95%	-	公財	国認定	1者	
R4河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R4.6.28～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 川俣 裕行 千葉県松戸市五香西6-12-1	R4.6.27	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術・経験を必要とすることから本業務を遂行するためには、高度な技術・経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスクレーン設計共同体は技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	29,436,000	29,194,000	99.18%	-	公財	国認定	1者	
R4久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R4.6.28～R5.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	R4.6.27	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「那珂川・久慈川」の特性を踏まえた上で、河川管理施設の状態を主視して評価するための検討方法の技術提案を求め、(簡易)公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー・日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものとする。	42,075,000	42,009,000	99.84%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。